

北竜町通学路安全推進会議設置要綱

(目的)

第1条 北竜町の小中学校及び保育園における通学路の交通安全の確保を図るため、北竜町通学路安全推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 北竜町通学路交通安全プログラムの作成及び推進に関する事。
- (2) 関係機関及び関係団体との連絡調整及び情報交換を行う事。
- (3) その他通学路の安全確保に必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 推進会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、北竜町教育委員会課長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる機関等の代表者又は代表者から委任を受けた者とする。
 - (1) 北海道開発局札幌開発建設部深川道路事務所
 - (2) 北海道空知振興局札幌建設管理部深川出張所
 - (3) 北海道旭川方面深川警察署
 - (4) 北竜町立小・中学校
 - (5) 北竜町PTA連合会
 - (6) やわら保育園
 - (7) 北竜町建設課
 - (8) 北竜町住民課
 - (9) 北竜町教育委員会学校教育係

(会議)

第4条 推進会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要に応じ委員以外の者に出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 推進会議の庶務は、北竜町教育委員会学校教育係において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、推進会議で決定する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。